

【緊急】新型コロナウイルス関連情報【感染脅威事態を宣言】

<ポイント>

○3月13日（金）夜、モラヴィエツキ首相が記者会見を開き、14日より（コロナウイルスの）「感染脅威事態」として、コロナウイルスの感染拡大防止のための追加的措置の導入を発表しましたので、内容以下のとおりお知らせします。

1 国境審査の実施と外国人の入国禁止

- (1) 一時的に対EU加盟国との国境を復活させ、全ての国境地点で国境審査及び衛生検査（体温測定等）を実施する。国境審査は10日間実施され、状況に応じ、更に20日間、30日間の延長の可能性がある。
- (2) 同期間中に入国したポーランド国民は14日間の自宅隔離措置となる。
- (3) 15日（日）0時より、外国人は一時的に入国禁止となる。ただし、（ア）配偶者又は子供がポーランド国籍を有する者、（イ）ポーランド・カード（注：外国人のポーランド国民への帰属証明書類）を有する者、（ウ）ポーランドでの永住権、滞在許可証または労働許可証を有する者はこの限りでない。

2 国際航空便及び国際鉄道便の停止

- (1) 15日（日）より、全ての国際路線の旅客航空便及び鉄道便の運行を停止する。他方、国内路線の航空便及び鉄道に関しては、従来通り運行する。ポーランド国民は、チャーター航空便での入国のほか、車両による陸上国境地点からの入国が可能である。
- (2) 貨物航空便及び鉄道便は従来通り運行し、物流への障害は生じない。

3 大規模商業施設及び飲食店等の営業制限

- (1) 大規模商業施設は、食料品店、薬局、ランドリーを除き、営業を制限する。その他の販売店や金融機関は、通常どおり営業する。
- (2) レストラン、カフェ、バー等の飲食店は、テイクアウトまたはデリバリーのみ可能とする。
- (3) スポーツジム、プール、ダンスクラブ、フィットネスクラブ、博物館、図書館、映画館を閉鎖する。学校、幼稚園及び保育園を閉鎖し、また、大学の授業を停止する。

4 集会の制限

屋内外を問わず、公共及び宗教的な性格を有する50人以上の集会を禁止する。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html